

最低賃金に 興味ありませんか？



シンポジウム

「最低賃金はどのようにして決まるのか」

2020年

11月28日(土)

長崎県建設工業協同組合(建設会館)
8階 大会議室 長崎市魚の町3番33号

開場 13:00 開会 13:30~(16:30 終了予定)

—基調講演I—

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

かみ と ひでのり
賃金室長 **上戸 秀則 氏**

「最低賃金制度の概要、
地域別最低賃金の改正手続きについて」

—基調講演II—

元鳥取地方最低賃金審議会会長

ふじ た やす かず
鳥取大学
名誉教授 **藤田 安一 氏**

「最低賃金審議会に民主的ルールを
—『鳥取方式』の経験から—」

**入場
無料**

事前申込制

※新型コロナウイルス感染予防の観点から会場収容人数を少なくするため事前申込制とさせていただきます。

※往復はがきに裏面の記載のとおりご記入の上、長崎県弁護士会(お問い合わせ:〒850-0875長崎市栄町1番25号長崎MSビル4階 TEL095-824-3903)までお申込みください。申込締め切りは2020年11月17日(火)必着です。

※1枚の往復はがきで申し込みできるのは1人です。

※来場可否については、11月20日ころまでに、ご連絡いたします。

※ご提供いただいた個人情報、シンポジウム参加の抽選及び抽選結果連絡ならびに感染症法15条に基づく保健所等による調査協力以外に使用しません。

主催:長崎県弁護士会 TEL:095-824-3903
〒850-0875 長崎市栄町1番25号長崎MSビル4階

<https://www.nben.or.jp/>



往復はがき申込例

返信 (表)

往信 (裏)

<p>郵便往復はがき</p> <p>63</p> <p>返信</p> <p>参加希望者のご住所</p> <p>参加希望者の氏名</p> <p>行</p> <p>-----</p>	<p>2020年11月28日(土)開催 シンポジウム 「最低賃金はどのようにして決まるのか」</p> <p>参加申込書</p> <p>①参加申込者の氏名</p> <p>②参加申込者の住所</p> <p>③日中連絡のとれる電話番号</p>
---	--

往信 (表)

返信 (裏)

<p>郵便往復はがき</p> <p>63</p> <p>往信</p> <p>長崎市栄町1番25号 長崎MSビル4階</p> <p>長崎県弁護士会 宛</p> <p>-----</p>	<p>※この面には何も書かないでください。</p>
---	---------------------------